資料１

第２次甲賀市小中学校再編計画
（信楽中学校区実施計画）

～信楽中学校区再編校アクションプラン～

（素案）

令和８年（2026年）　月

甲 賀 市 教 育 委 員 会

＜目次＞

１．実施計画（再編校アクションプラン）策定の趣旨 ・・・・・ 1

２．学校再編の実施時期 ・・・・・ 1

３．学校再編の対象となる学校 ・・・・・ 1

４．学校再編により設置する学校の位置 ・・・・・ 1

５．実施計画の推進 ・・・・・ 2

６．関連施策との調整事項 ・・・・・ 2

７．学校再編を進める上で必要な手続き等 ・・・・・ 2

８．学校再編に向けた検討項目の調整方針

Ａ 再編校設置に関すること

（１） 校名・校歌・校章

① 校名 ・・・・・ 3

② 校歌 ・・・・・ 3

③ 校章 ・・・・・ 3

（２） 服装・体操服

① 服装 ・・・・・ 4

② 体操服 ・・・・・ 4

（３） 通学方法・通学路

① 通学方法 ・・・・・ 5

② 通学路 ・・・・・ 5

（４） 放課後児童クラブ

① 放課後児童クラブ ・・・・・ 5

Ｂ 学校教育・運営に関すること

（１） 学校教育目標

① 学校教育目標 ・・・・・ 6

（２） 学校経営管理計画

① 学校経営管理計画 ・・・・・ 6

② 研究主題 ・・・・・ 6

③ 教育課程 ・・・・・6
④ 新たな学習指導要領につなぐ取組 ・・・・・7
⑤ ＳＴＥＡＭ教育 ・・・・・7
⑥ 学校給食 ・・・・・7
⑦ 学校保健 ・・・・・7
⑧ 学校図書館・読書活動等 ・・・・・8
⑨ ＩＣＴ環境等 ・・・・・8

（３） 小中一貫教育
① 小中一貫教育カリキュラム ・・・・・8
② 保幼小の円滑な接続 ・・・・・8
③ ふるさと学習・地域学 ・・・・・9
④ 学校行事 ・・・・・9
⑤ 部活動 ・・・・・9

（４） 学びの多様化
① 多様な学びの児童生徒への対応 ・・・・・10
② 特別支援教育 ・・・・・10

（５） 学校事務
① 地域学校事務室 ・・・・・11
② 学校運営共同実施 ・・・・・11

Ｃ 地域との関わり・組織に関すること
（１） 地域との関わり
① 行事・交流 ・・・・・12
② 特色ある教育等に関する交流 ・・・・・12

（２） 学校運営協議会
① 学校運営協議会 ・・・・・12

（３） 地域学校協働本部
① 地域学校協働本部 ・・・・・13

（４） ＰＴＡ
① ＰＴＡに関すること ・・・・・13

１．実施計画（再編校アクションプラン）策定の趣旨

令和７年９月に策定した第２次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）に基づき、信楽中学校区の５つの小学校を１つに再編するにあたり、必要な事項を定める計画として、第２次甲賀市小中学校再編計画（信楽中学校区実施計画）～信楽中学校区再編校アクションプラン～（以下、「実施計画」という。）を策定します。

＜参考＞

第２次甲賀市小中学校再編計画（基本計画）に定める信楽中学校区の方向性（抜粋）

（６） 信楽中学校区

・ 信楽中学校は、複数の学級編制が可能であることから、現状の学校運営を維持しつつ、再編した小学校との小中一貫教育を実施します。

・ 信楽小学校の改築工事の完了時期に合わせ、５つの小学校を１つに再編し、小中一貫教育の効果的な実施環境を整えます。また、学校再編のモデル校として位置付け、特色ある教育プログラムを展開します。

２．学校再編の実施時期

信楽中学校区における学校再編の実施時期は、令和 10 年４月１日とします。

３．学校再編の対象となる学校

学校再編の対象とする学校は、次の５小学校です。

・甲賀市立信楽小学校
・甲賀市立雲井小学校
・甲賀市立小原小学校
・甲賀市立朝宮小学校
・甲賀市立多羅尾小学校

４．学校再編により設置する学校の位置

学校再編により開校する小学校の位置は、次のとおりとします。

・甲賀市信楽町江田 969 番地

５．実施計画の推進

実施計画の推進においては、「８．学校再編に向けた検討項目の調整方針」に基づき、調査、検討及び調整を進め、再編校開校に向けた準備に取り組みます。なお、取り組みにあたっては、必要に応じて信楽中学校区学校再編準備委員会において意見を聴取します。

６．関連施策との調整事項

学校再編を進めるにあたっては、市の各種施策に不具合が生じないよう、市長部局との連携により、該当する地域内における関連事業や公共施設全体を対象として、調整を図ります。

【再編後の旧学校施設の利活用について】

学校再編後の建物及び跡地の利活用については、建物の性能、安全性、老朽度等を踏まえ、地域の意向を伺いながら、甲賀市が定める「甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針」（令和８年８月策定）及び「学校閉校に伴う地域づくり基本計画」に基づき、取り組みを進めます。

７．学校再編を進める上で必要な手続き等

○ 甲賀市立学校条例及び甲賀市立学校通学区域規則等の関係する条例・規則等の改正

○ 滋賀県教育委員会へ公立学校の設置または廃止に関する届等提出

○ 再編校開校準備の進捗に合わせた保護者や地域住民への周知

８．学校再編に向けた検討項目の調整方針

Ａ　再編校設置に関すること

（１）校名・校歌・校章

Ａ（１）　① 校名

調整方針

決定時期　令和９年３月までに

学校名については、市民公募を行い、候補となる学校名を学校再編準備委員会において選抜します。選抜した学校名をもとに、甲賀市総合教育会議において選定し、甲賀市立学校条例において定めます。

行動計画

・信楽中学校区５校の児童による投票
・学校再編準備委員会において学校名審査
・令和　９年　１月　甲賀市総合教育会議において学校名選定
・令和　９年　３月　甲賀市立学校条例改正案を上程

Ａ（１）　② 校歌

調整方針

決定時期　令和９年１２月までに

校歌の制作については、専門的知識を要することから、作詞家、作曲家へ依頼し制作を進めます。なお、制作過程においては、新校歌の歌詞（言葉）を小学生児童に募集するなど、市民参画による取り組みとします。

行動計画

・学校再編準備委員会（総務部会）において、応募された新校歌歌詞（言葉）の選定
・作詞家ならびに作曲家へ校歌の作成依頼
・学校再編準備委員会において校歌の確認

Ａ（１）　③ 校章

調整方針

決定時期　令和９年３月までに

校章については、現在の信楽中学校の校章が5つの地域の特色がデザインされ、表現されていることから、信楽中学校の校章デザインを基本に作成します。

行動計画

・学校再編準備委員会において、校章デザイン案の確認

（２）服装・体操服

Ａ（２） ① 服装

調整方針

決定時期 令和９年８月までに

標準服として規定する学校、服装規定のない学校が混在するため、保護者の意向を確認し、教育委員会が決定します。

行動計画

・学校再編準備委員会（ＰＴＡ部会）において、保護者の意向を確認
・保護者向けアンケートの実施

Ａ（２） ② 体操服

調整方針

決定時期 令和９年８月までに

再編に伴い、新たなデザインの体操服を教育委員会において指定します。ただし、再編後一定期間は経過措置期間として、旧小学校の体操服が使用できるよう配慮します。
体操服の新たなデザインは、学校再編準備委員会(PTA部会)において候補を選定します。

行動計画

・学校再編準備委員会（ＰＴＡ部会）において、保護者の意向を確認

（３）通学方法・通学路

Ａ（３） ① 通学方法

調整方針

決定時期 令和９年１２月までに

学校再編により通学距離が元の学校よりも遠距離となる児童に対しては、スクールバスを導入します。
スクールバスの導入に当たっては、車両、運行等の一切をバス運行事業者に委託することが望ましいところですが、運転手不足等により困難な場合には、運行業務の請負（一部委託）、市直営による運行等、運行が可能となる手段により導入します。
中学生は学校再編による影響を受けるものではないこと、小学生児童の座席確保の観点から、スクールバスへの混乗は行いません。
運行経路については、利用する児童の状況が変化することから、毎年度見直しを行うこととします。

行動計画

・学校再編準備委員会（通学安全部会）において、スクールバス運行経路を確認

Ａ（３） ② 通学路

調整方針

決定時期 令和９年１２月までに

児童の通学路については、学校再編により通学方法、通学路が大きく変わる児童も多いことから、各地域における通学路について見直しを行います。
スクールバス乗降場所までの新たな通学路を設定する場合において、再編校開校までに通学路の安全点検を行い、児童の安全・安心な通学路の確保に努めます。

行動計画

・学校再編準備委員会（通学安全部会）において、通学路の安全点検を実施

（４）放課後児童クラブ

Ａ（４） ① 放課後児童クラブ

調整方針

決定時期 令和９年１０月までに

放課後児童クラブについては、未就学児の保護者を含め、利用者ニーズを調査し、今後の利用動向なども踏まえ、信楽中学校区内における児童クラブの統廃合の要否について、総合的に判断し、決定します。

行動計画

・学校再編準備委員会（ＰＴＡ部会）において、利用者ニーズを確認

B　学校教育・運営に関すること

（1）学校教育目標

B（1）① 学校教育目標

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

甲賀市がめざす教育、次期学習指導要領、地域・保護者の願いを参酌し、今後の取り組みの基本として小中共有の学校教育目標を作成します。

行動計画

・信楽ブロック校長会において検討

（2）学校経営管理計画

B（2）① 学校経営管理計画

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

小中一貫教育を踏まえた、小中共有の学校教育目標をもとに小学校、中学校において作成します。

行動計画

・信楽ブロック校長会において検討

B（2）② 研究主題

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

国・県・市の動向、学校の状況、児童生徒の実態、教職員の意見を踏まえて、研究・研修計画等も含めて作成します。

行動計画

・信楽ブロック教務主任会で案を作成し、校長会において検討

B（2）③ 教育課程

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

小中一貫教育を踏まえて、各学校の状況・次期学習指導要領・再編校での新たな取り組み(特別活動等)を見据え、小学校・中学校において作成します。

行動計画

・信楽中学校区小中一貫教育推進会議（教務主任会中心）において検討

Ｂ（２）④ 新たな学習指導要領につなぐ取組

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

小中一貫教育を踏まえて、各学校の状況・次期学習指導要領・再編校での新たな取り組みを見据え、小学校において試行します。

行動計画

・信楽中学校区小中一貫教育推進会議（信楽ブロック校長会等）において検討

Ｂ（２）⑤ ＳＴＥＡＭ教育

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

小中一貫教育を踏まえて、各学校の状況・次期学習指導要領・再編校での新たな取り組みを見据え、小学校・中学校において検討します。

行動計画

・信楽中学校区小中一貫教育推進会議（教務主任会等）において検討

Ｂ（２）⑥ 学校給食

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

給食主任等関係者により、各校の給食実施等の取り組みを調査し、再編校における適切な方法を検討し、計画、準備を進めます。

行動計画

・信楽ブロック給食主任等関係者において協議・検討

Ｂ（２）⑦ 学校保健

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

各校の健康診断等の学校保健の取り組みを調査し、再編校における適切な方法を検討し、計画、準備を進めます。

行動計画

・信楽ブロック養護教諭部会により協議・検討

B（2）⑧ 学校図書館・読書活動等

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

信楽小学校の蔵書を再編後の学校へ引き継ぎ、司書を中心に各校の状況を考慮しながら、再編校においての蔵書構成の見直しを行います。

行動計画

・教育委員会事務局ならびに信楽ブロック図書館教育主任会において実施計画等の検討

B（2）⑨ ＩＣＴ環境等

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

信楽小学校の環境を引き継ぎ、再編後の利用状況により、環境改善を図ります。

行動計画

・教育委員会事務局ならびに信楽中学校区小中一貫教育推進会議において検討

（3）小中一貫教育

B（3）①　小中一貫教育カリキュラム

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

信楽中学校区全域を学ぶ地域学を核とし、小学校・中学校9年間を見通した教育カリキュラムを作成します。
（自治振興会、地域学校協働本部等地域との連携・協働による実施を検討します。）

行動計画

・信楽中学校区小中一貫教育推進会議（教務主任会中心）において検討

B（3）②　保幼小の円滑な接続

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

市、市教育委員会、関係機関と連携して、保幼小の円滑な接続にかかる架け橋期カリキュラムについて、検討し策定します。

行動計画

・信楽ブロック保幼小接続会議等（教務主任、保幼小接続担当者）において検討

B（3）③　ふるさと学習・地域学

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

小中一貫教育を踏まえて、9年間を見通した質の高い探究学習や、信楽中学校区全域を学ぶ地域学の教育課程を検討し、作成します。
（自治振興会、地域学校協働本部との連携･協働による実施を検討します。）

行動計画

・信楽中学校区小中一貫教育推進会議（教務主任中心）において検討

B（3）④　学校行事

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

各学校の年間行事の状況を把握し、実施時期や実施方法などについて案を作成し、検討します。

行動計画

・信楽ブロック教務主任会、小中連携担当者会において案を作成、校長会において検討

B（3）⑤　部活動

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

児童生徒数や部の数、指導者（外部講師･地域との協働などを含む）、活動方法、参加対象などについて、小中一貫教育の視点から持続可能な活動となるよう小･中学校において検討します。

行動計画

・信楽ブロック校長会において検討

（４）学びの多様化

Ｂ（４）①　多様な学びの児童生徒への対応

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

　将来見込みを含めた実情を把握した中で、多様な学びに対応する組織・体制づくりを進めます。
　（SSR（スペシャルサポールーム）、教育支援センター等、多様な居場所づくりや担当教員、スクーリングケアサポーター、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等の組織・体制づくり、関係機関との連携）

行動計画

・信楽ブロック各校担当者、校長会において検討

Ｂ（４）②　特別支援教育

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

　再編校の特別支援教育について、実情を把握した上で、通級指導や支援員の配置等、一人ひとりの児童に応じた支援ができる体制づくりを進めます。
　再編校における支援、指導、環境等について、保護者と連携して進めます。

行動計画

・信楽ブロック各校担当者、校長会において検討
・保護者向けに個別説明を実施

（５）学校事務

Ｂ（５）①　地域学校事務室

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

学校再編に関わる業務についての調査・整理ならびに、学校再編に向けた移動計画（備品、教具、文書等）を作成します。
現組織から新組織への移行について協議し決定します。

行動計画

・地域学校事務室において協議・検討

Ｂ（５）②　学校運営共同実施

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

学校再編に関わる会議、小中一貫教育推進会議に参画し、必要な業務を担います。
現組織から新組織への移行について協議し決定します。

行動計画

・学校運営共同実施信楽中グループおいて協議・検討

C 地域との関わり・組織に関すること

（１）地域との関わり

C（1）①　行事・交流

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

　これまで地域と学校が協働･連携してきた祭事や地域行事、交流事業を把握した上で、再編後の学校において、自治振興会及びまちづくり協議会との協働･連携について検討し、地域とともにある学校づくりを進めます。

行動計画

・地域行事や交流事業などの把握
・再編後の事業展開について調整

C（1）②　特色ある教育等に関する交流

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

　各学校の特色ある教育を把握した上で、継承･発展させる活動と新たに展開する活動を検討し、再編する学校の教育活動に位置づけます。

行動計画

・教育課程との調整

（２）学校運営協議会

C（2）①　学校運営協議会

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

　小学校の再編に伴い、新たに設置される再編校において学校運営協議会を設置します。
　委員構成については、保護者、地域住民、地域学校協働活動推進員など、地域バランスを配慮し、円滑な移行に努めます。
　小中一貫教育の推進を見据え、信楽中学校学校運営協議会との連携や情報共有を進め、義務教育9年間を通じた子どもたちの育ちを支える視点を取り入れた協議･活動の充実を図ります。

行動計画

・再編校の学校運営協議会へ円滑に移行するため、各学校運営協議会において、これまでの活動の整理・総括、新体制へ引き継ぎを実施

（３）地域学校協働本部

Ｃ（３）①　地域学校協働本部

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

再編後においても、各学校がこれまで実施してきた地域連携事業（見守り活動、学習支援、ゲストティーチャーなど）を自治振興会・まちづくり協議会の単位を基本として継続・実施するとともに、広域化する学校区に対応した組織体制の整備に取り組みます。
（今後、自治振興会やまちづくり協議会が統合される場合には、新たな組織において地域学校協働活動が実施できる体制整備を行います。）

行動計画

・各学校で実施されてきた地域連携事業の整理
・再編後の組織体制について検討

（４）ＰＴＡ

Ｃ（４）①　ＰＴＡに関すること

調整方針

決定時期　令和１０年４月までに

各学校におけるPTA組織の現状を把握し、再編後の学校におけるPTA組織の設立に向け、組織規約、体制、事業計画などについて、現行の各校PTAにおいて検討を行います。

行動計画

・学校再編準備委員会（ＰＴＡ部会）において、各校ＰＴＡ組織の現状把握と組織設立に向けた検討
・各校ＰＴＡのこれまでの活動の整理・精算等